

山梨県
建設コンサルタント業務
総合評価運用ガイドライン（案）

2025年4月

山梨県 県土整備部

はじめに

公共工事は、調達時に品質が確認できる物品購入とは異なり、施工者の技術力等により品質が左右される。また、公共工事の上流部において実施される調査・設計業務についても、公共工事と同様に、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質に大きな影響を与えているところである。

一方で、厳しい財政状況のもと公共投資の削減が続けられてきた結果、公共工事に係る調査・設計についても不適確業者の参入によるダンピング受注の発生や成果品の品質低下など、公共工事の品質確保に対する懸念が高まってきている。

このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる「品確法」が平成 17 年 3 月に成立、4 月より施行された。本法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されている。また、本法律を踏まえて、平成 17 年 8 月 26 日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本方針）」において、公共工事に係る調査・設計の品質の確保に関しても、技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要と位置づけられた。

平成 26 年 6 月 4 日の第 1 回「品確法」改正においては、目的と基本理念の追加、発注者責務の明確化、多様な入札契約制度の導入・活用が位置づけられ、本改正を踏まえ、平成 26 年 9 月 30 日に閣議決定された「基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づき、平成 27 年 1 月 30 日「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）が策定され、4 月 1 日から運用開始された。「基本方針」及び「運用指針」において、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずることと、調査及び設計業務の発注に当たっては、業務内容等に応じ、適切な入札契約方式を選択するよう努めることとされた。

更に、令和元年 6 月 1 4 日に公布・施工された「品確法」の一部改正において、公共工事に関する調査等が明確に定義され、法律に広く位置づけられたことを受け、令和 2 年 1 月 3 0 日には「運用指針」が見直され、公共工事の品質確保を図るため、工事に加え、測量、調査及び設計業務においても、発注関係事務の適切な実施と多様な入札契約方式の選択・活用について体系的に示された。

本県では、これまで建設コンサルタント業務（以下、「業務」という。）について主として指名競争入札方式を適用しており、平成 9 年度にはプロポーザル方式を導入してきたところであるが、令和元年度の「品確法」及び「運用指針」の改正を踏まえ、業務における一層の品質確保・品質向上を図るため、令和 2 年度から県土整備部が発注する業務の一部において、一般競争入札による総合評価落札方式の試行を開始することとした。

本ガイドラインは、県の実情を踏まえた総合評価落札方式の入札契約手続きの手順と評価項目等についての基本的事項を定め、業務の適切な運用を図ることを目的として作成したものである。

目次

1 対象業務	5
2 発注方式の選定の考え方	5
(1) プロポーザル方式	5
(2) 総合評価落札方式（簡易型）	5
(3) 総合評価落札方式（特別簡易型）	5
(4) 価格競争入札方式	5
3 総合評価落札方式による落札候補者の決定	7
3-1 評価値の算出方法	7
3-2 価格評価	8
(1) 価格評価点の算定方法	8
4 総合評価落札方式の実施手順	8
5 評価項目・評価基準	10
5-1 評価項目と配点等	10
5-2 評価項目及び評価基準	13
5-3 各評価項目の評価期間及び評価基準日	13
5-4 簡易型	15
(1) 技術評価（土木）	15
①企業の評価（本店選択あり）	15
企業の評価（本店選択なし）	17
②技術者の評価	19
③実施方針	21
(2) 技術評価（建築）	22
①企業の評価（本店選択あり）	22
企業の評価（本店選択なし）	24
②技術者の評価	26
③実施方針	27
(3) 価格評価	27
5-5 特別簡易型	28
(1) 技術評価（土木）	28
①企業の評価（本店選択あり）	28
企業の評価（本店選択なし）	30
②技術者の評価	32
(2) 技術評価（建築）	34
①企業の評価（本店選択あり）	34
企業の評価（本店選択なし）	36

②技術者の評価	38
(3) 価格評価	39
5-6 評価基準の留意点	39
(1) 業務実績	39
(2) CPD	39
(3) 本店所在地等	40
6 学識経験者の意見聴取	40
6-1 意見聴取目的	40
6-2 意見聴取の時期	40
6-3 意見聴取の方法	40
7 その他	41
7-1 情報公開	41
7-2 苦情処理	41

1 対象業務

本ガイドラインは、山梨県県土整備部が所管し、令和2年4月1日以降に公告する調査・設計等の建設コンサルタント業務を対象とする。

2 発注方式の選定の考え方

発注に当たっては、設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合や緊急的な業務（災害等）を除き、総合評価落札方式又はプロポーザル方式の採用を検討すること。（図1 建設コンサルタント業務における発注方式の選定フロー及び図2 総合評価落札方式の選定イメージ参照）

（1）プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案等に基づいて、仕様を作成することにより優れた成果が期待できる場合を対象とする。

ただし、予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等は対象としない。

（2）総合評価落札方式（簡易型）

事前に仕様を確定可能であり、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合で、工夫の余地があり当該業務の実施方針を求める業務を対象とする。

価格と技術の評価に関する配点の比率は1：2とする。

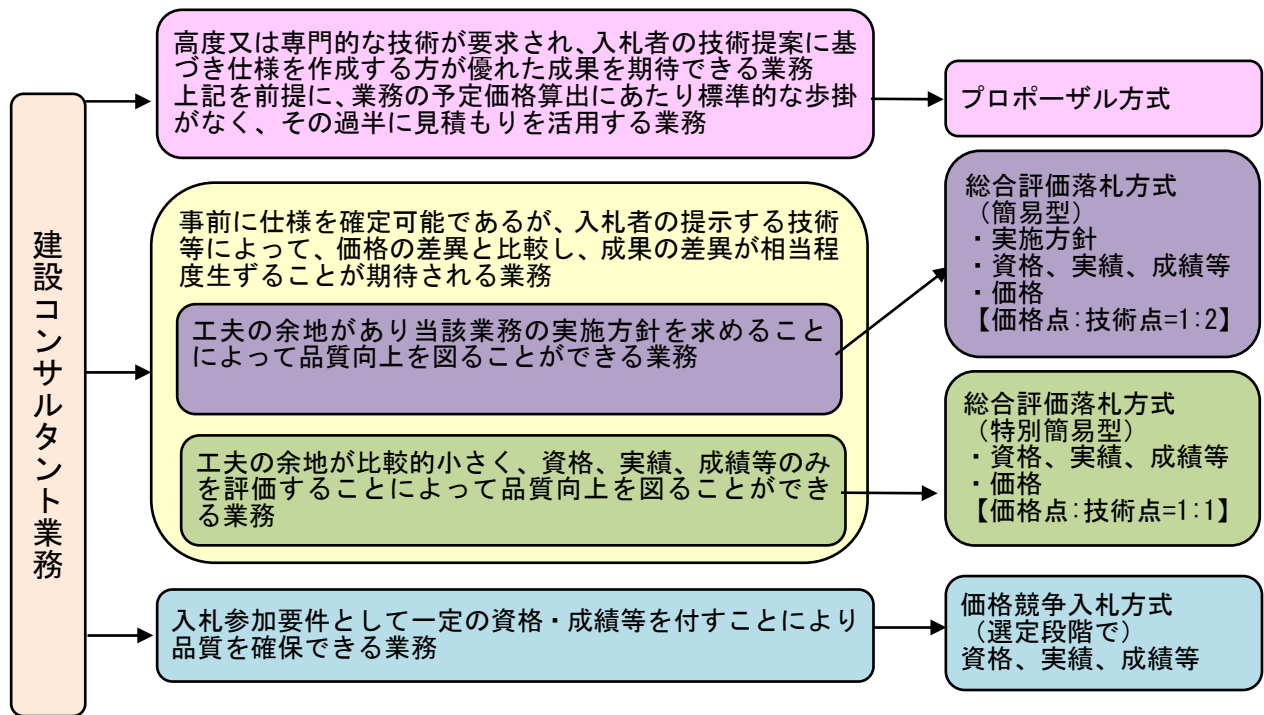
（3）総合評価落札方式（特別簡易型）

事前に仕様を確定可能であり、入札者の資格、実績、成績等によって、価格の差異に比して事業の成果に差異が生ずることが期待できる場合で、工夫の余地が比較的小さく、当該業務の実施方針を求める必要がない業務を対象とする。

価格と技術の評価に関する配点の比率は1：1とする。

（4）価格競争入札方式

上記（1）、（2）、（3）の方式によらない場合においては、入札参加要件として一定の資格・成績、実績等を付すことにより品質を確保できる業務は価格競争入札方式を選定する。



※業務内容に応じて、上位の入札方式を選定することは可能とする。
※発注方式の選定は、発注機関の長が判断する。

図1 建設コンサルタント業務における発注方式の選定フロー

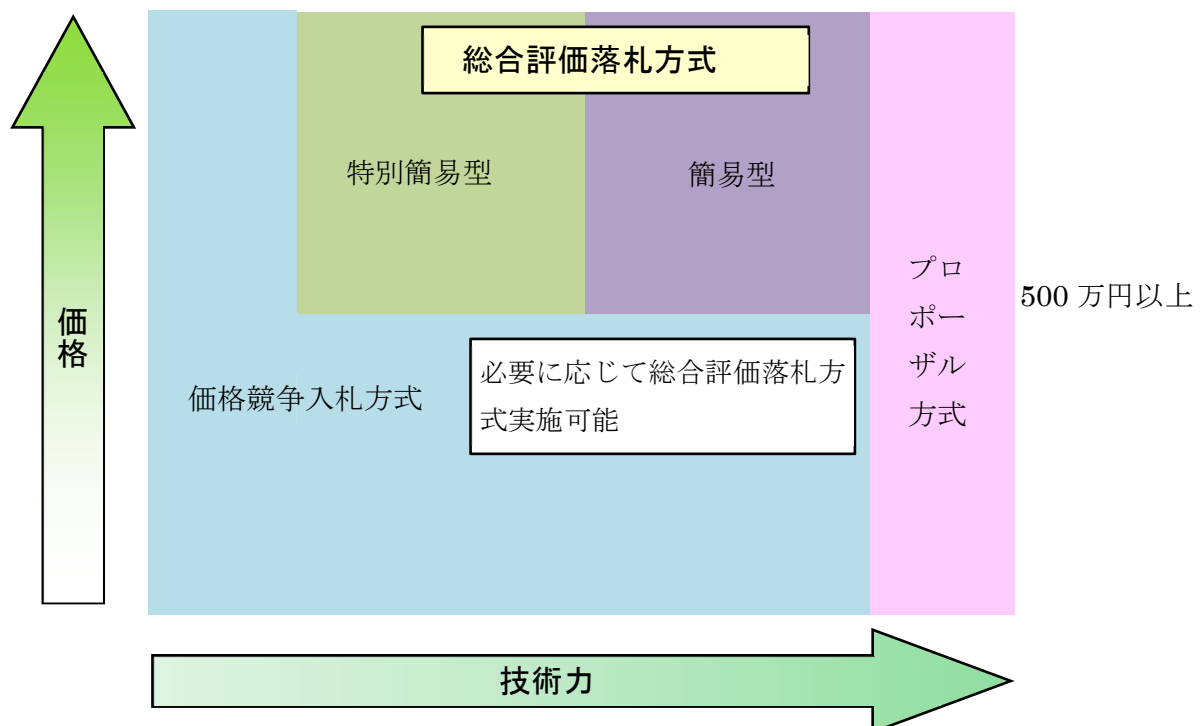


図2 総合評価落札方式の選定イメージ

3 総合評価落札方式による落札候補者の決定

総合評価落札方式による落札候補者は、入札参加者のうち、次の要件をすべて満たすものの中から選定される。

- (1) 公告文に記載された入札参加資格を満たしているもの
- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲にあるもの
- (3) 価格以外の評価を行うために必要な資料を提出したもの
- (4) 入札価格が調査基準価格を下回ったものは、山梨県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領で定めている資料を提出し、履行が出来ると判断されたもの
※調査基準価格については、山梨県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領を参照のこと

これらを満足するもののうち、3-1 評価値の算出方法で算出され評価値の最も高い者を落札候補者とする。

3-1 評価値の算出方法

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

* 評価値は、小数点以下3位（4位を四捨五入）とする。

* 評価値の最も高い者が2者以上ある場合には、電子くじにより落札候補者を決定する。

なお、低入札の場合には、低入札価格調査により落札候補者をまず決定した後に電子くじにより落札候補者を決定する。

* 評価値の最も高い者が、落札者となることを辞退した場合、または低入札価格調査により落札者として決定されなかった場合には、3 総合評価落札方式による落札候補者の決定の(1)～(3)のいずれの要件も満たす入札者のうち、落札者として決定されなかった者を除き評価値の最も高い者（以下、「次順位者」という。）を落札候補者と決定する。なお、次順位者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

* 技術評価点は、素点方式とする（簡易型満点100点、特別簡易型50点）。

価格評価点と技術評価点の配点及び比率

	割 合	価格評価点	技術評価点
簡易型	1 : 2	50点	100点
特別簡易型	1 : 1	50点	50点

3-2 価格評価

(1) 価格評価点の算定方法

価格評価点は次式により算定し、小数点以下3位（4位を四捨五入）とする。
調査基準価格は「山梨県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領」第3条に規定する価格とする。

- ・ 価格評価点満点は、簡易型、特別簡易型共に50点とする。
- ・ 技術評価点満点は、簡易型100点、特別簡易型50点とする。

① 入札価格 ≥ 調査基準価格の場合

価格評価点 =

$$50 \times \{1 - (\text{入札価格} - \text{調査基準価格}) / (\text{予定価格} - \text{調査基準価格})\}$$

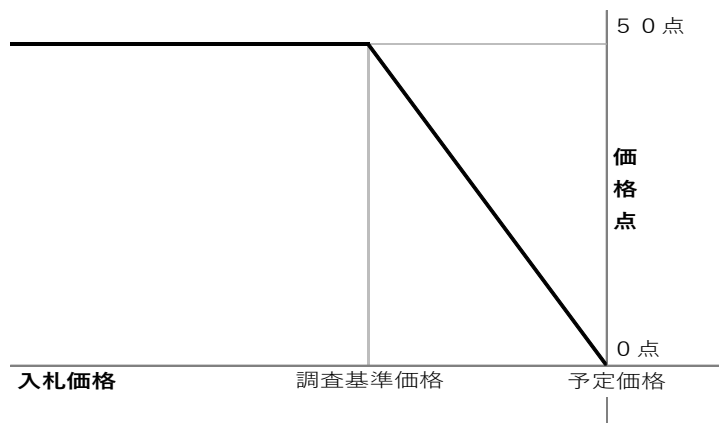
(計算例)

予定価格 20,000,000 円で、入札価格が調査基準価格と同額の 16,000,000 円

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 50 \times \{1 - (16,000,000 - 16,000,000) / (20,000,000 - 16,000,000)\} \\ &= 50 \text{ 点} \end{aligned}$$

② 入札価格 < 調査基準価格の場合

価格評価点 = 50 点（一律）



※ 価格評価点は、調査基準価格を下回る額で入札した場合でも一律の価格評価点（50点）となる。

4 総合評価落札方式の実施手順

総合評価落札方式における基本的な手順

総合評価落札方式を実施する場合、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準を定めるときは学識経験者への意見聴取を行う。その際に併せて、同法施行令第167条の10の2第5項に基づき、落札者決定時に改めて意見聴取の必要があるかを聴き、必要な場合は当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

また、「建設コンサルタント業務総合評価試行要領」（以下「試行要領」という。）に基づき、総合評価落札方式で発注する業務の実施手順については、当ガイドラインによるものとする。総合評価の基本的な実施手順について、**図3 総合評価落札方式における基本的な手順**に示す。

総合評価落札方式における基本的な手順

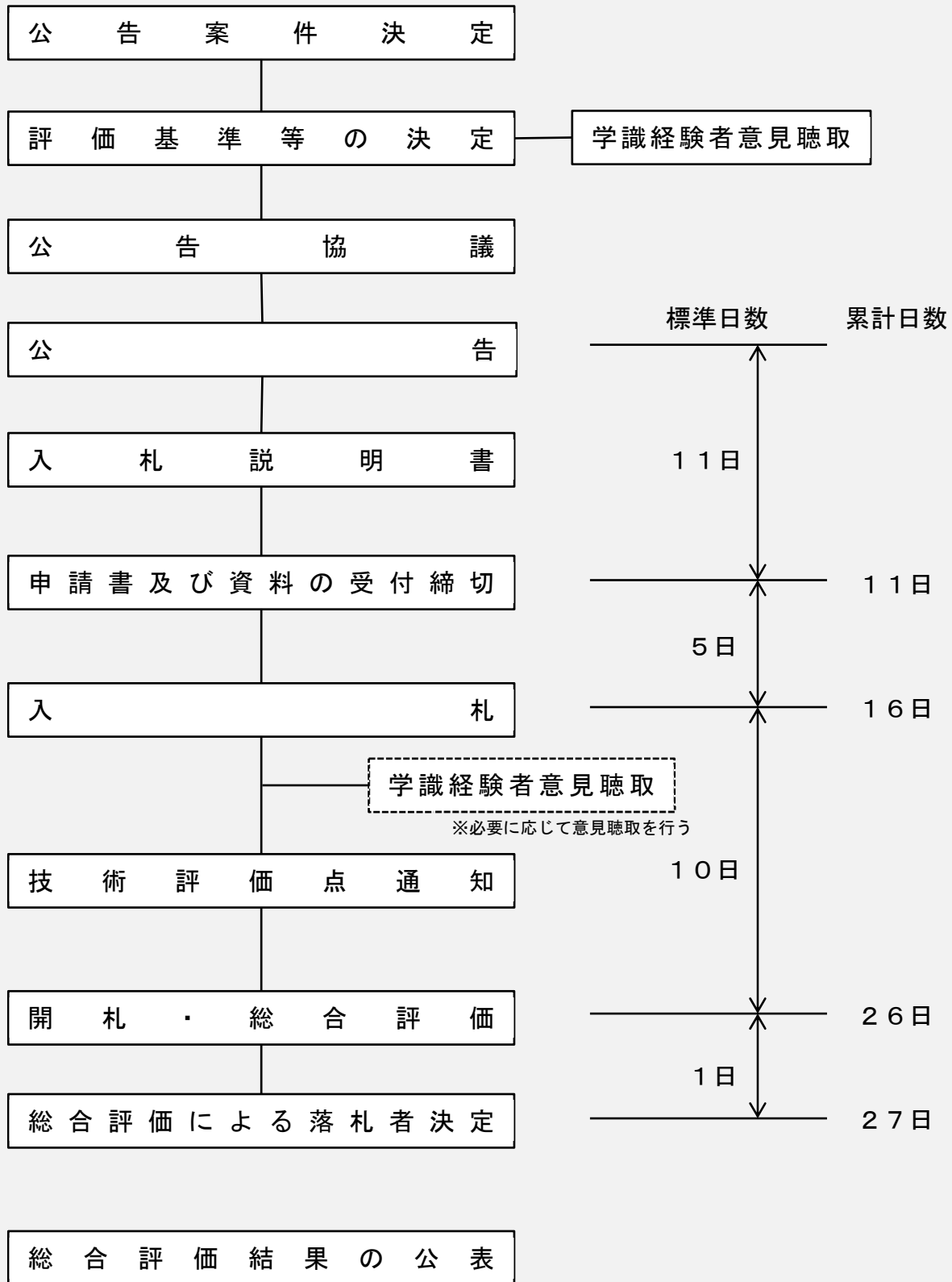


図3 総合評価落札方式における基本的な手順

5 評価項目・評価基準

5-1 評価項目と配点等

「試行要領」に基づき、学識経験者に意見聴取して定めた技術評価を行う項目は、「企業の評価」、「技術者の評価」、「実施方針」とし、各項目の配点を表-1 評価項目ごとの配点比率及び表-2 評価項目毎の配点に示す。評価項目は、簡易型、特別簡易型のそれぞれに示す必須項目のほか、必要な選択項目を選定することを原則とする。

ただし、業務の特性により、必須項目であっても、入札参加者間で差異が生じない項目や業務内容等により適正な評価が困難な項目については、学識経験者に意見を聴取し必要に応じて削除できるものとする。

表-1 評価項目ごとの配点比率（土木）

タイプ		簡易型	特別簡易型
企業の評価（8項目）		25%	50%
技術者の評価（7項目）		25%	50%
実施方針	業務理解度	20%	—
	対応方針	30%	—
計		100%	100%

表-1 評価項目ごとの配点比率（建築）

タイプ		簡易型	特別簡易型
企業の評価（8項目）		25%	50%
技術者の評価（6項目）		25%	50%
実施方針	業務理解度	20%	—
	業務実施方針	30%	—
計		100%	100%

表－２ 評価項目毎の配点（土木）

評価項目				簡易型			特別簡易型		
				適用 必須 ：◎ 選択 ：○	配点	配点	適用 必須 ：◎ 選択 ：○	配点	配点
					本店 選択 無し	本店 選択 有り		本店 選択 無し	本店 選択 有り
企業 の 評 価 （８ 項 目）	資格 ・ 実績	資格要件	同種業務実績	◎	3	3	◎	3	3
		品質管理	I S O 認証 取得	◎	2	2	◎	2	2
		事故及び不誠実な行為		◎	-6	-6	◎	-6	-6
		地域精通度 ※ 1	近隣地域業 務実績	◎	6	3	◎	6	3
			本店所在地	○	-	3	○	-	3
		地域貢献度	災害協定	◎	3	3	◎	3	3
			雇用実績	◎	1	1	◎	1	1
	小計				15	15		15	15
	成績	技術力	成績評定	◎	10	10	◎	10	10
	小計				25	25		25	25
技術 者 の 評 価 （７ 項 目）	管理技 術者 資格 実績	資格要件	技術者資格	◎	3	3	◎	3	3
		継続教育取 組実績	C P D の取 得状況	◎	1	1	◎	1	1
		業務経験	同種業務実績	◎	3	3	◎	3	3
		専任制	手持ち業務量	◎	3	3	◎	3	3
		地域精通度	近隣地域業 務実績	◎	3	3	◎	3	3
	照査技 術者 資格	資格要件	技術者資格	◎	2	2	◎	2	2
	小計				15	15		15	15
	成績	技術力	成績評定	◎	10	10	◎	10	10
	小計				25	25		25	25
実施 方針	業務理解度			◎	20	20	-	-	-
	対応方針			◎	30	30	-	-	-
	小計				50	50	-	-	-
合計					100	100		50	50

※ 1 : 入札参加資格(本店等の所在地)等を考慮し、入札参加者間で差異が生じるよう設定

表－２ 評価項目毎の配点（建築）

評価項目				簡易型			特別簡易型		
				適用	配点	配点	適用	配点	配点
					必須 ：◎ 選択 ：○	本店 選択 無し		本店 選択 有り	必須 ：◎ 選択 ：○
企業 の 評 価 （ ８ 項 目）	資格 ・ 実績	資格要件	同種業務実績	◎	3	3	◎	3	3
		品質管理	ＩＳＯ認証 取得	◎	2	2	◎	2	2
		事故及び不誠実な行為		◎	-6	-6	◎	-6	-6
		地域精通 度※１	近隣地域業 務実績	◎	6	3	◎	6	3
			本店所在地	○	-	3	○	-	3
		地域貢献 度	山梨県被災 建築物応急 危険度判定 士	◎	3	3	◎	3	3
			雇用実績	◎	1	1	◎	1	1
	小計				15	15		15	15
	成績	技術力	成績評定	◎	10	10	◎	10	10
	小計				25	25		25	25
技術 者 の 評 価 （ ６ 項 目）	管理 技術 者 資格 実績	資格要件	技術者資格	◎	3	3	◎	3	3
		継続教育 取組実績	ＣＰＤの取 得状況	◎	2	2	◎	2	2
		業務経験	同種業務実績	◎	3	3	◎	3	3
		専任制	手持ち業務量	◎	3	3	◎	3	3
		地域精通 度	近隣地域業 務実績	◎	4	4	◎	4	4
	小計				15	15		15	15
	成績	技術力	成績評定	◎	10	10	◎	10	10
	小計				25	25		25	25
実施 方針	業務理解度			◎	20	20	-	-	-
	業務実施方針			◎	30	30	-	-	-
	小計				50	50	-	-	-
合計					100	100		50	50

※１：入札参加資格(本店等の所在地)等を考慮し、入札参加者間で差異が生じるよう設定

5-2 評価項目及び評価基準

「試行要領」に基づき、学識経験者に意見聴取して定めた評価項目、評価基準を、5-4、5-5に示し、簡易型、特別簡易型のそれぞれに示すものを原則とする。

ただし、評価項目、評価基準については、業務の内容に応じて適宜設定を変更することができるが、その場合は入札参加者間で適正な評価となるよう「試行要領」に基づき学識経験者に意見聴取を実施し、設定するものとする。

5-3 各評価項目の評価期間及び評価基準日

評価項目には、それぞれ評価の対象となる期間や評価の基準となる日が設定されている。

また、「技術者資格」については、評価する期間について制限を設けないこととする。各評価項目の評価期間及び評価基準日については、表-3 評価期間及び評価基準日一覧表に示す。

表-3 評価期間及び評価基準日一覧表（土木）

評価項目		評価期間及び評価基準日	
企業	同種業務実績	令和 2 年 4 月 1 日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで に完成している業務	
	ISO 認証取得	当該業務の公告日時点で認証取得しているもの	
	事故及び不誠実 な行為	当該業務の公告日から過去 1 年間: 複数回指名停止を受けた場合は 合計月数 対象期間内に 1 日でもかかる場合は全ての指名停止期間を対象	
	近隣地域業務実績	令和 2 年 4 月 1 日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで に完成している業務	
	本店所在地	当該業務の公告日時点で所在地が山梨県内であること	
	災害	協定締結	山梨県と締結した協定で、当該業務の入札参加資格申請締切日が 締結した協定の有効期間中であるもの
		活動実績	前年度から過去 5 ヶ年度の活動実績
	雇用実績	前年度内に県内居住者（採用後の県内居住者でも可）を新規雇用	
	成績評定	山梨県発注業務で過去 3 ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務 の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点	
技術者	技術者資格	（※期間についての制限なし）（管理技術者、照査技術者）	
	CPD の取得状況	当該業務の公告日から過去 1 年以内に証明期間の一部が含まれる	
	同種業務実績	令和 2 年 4 月 1 日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで に完成している業務	
	手持ち業務量	当該業務の公告日に完了していない契約済みの契約金額 5 0 0 万円以上の他の業務（管理技術者、担当技術者として従事している 業務）	

近隣地域業務実績	令和 2 年 4 月 1 日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで に完成している業務
成績評定	山梨県発注業務で過去 3 ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務 の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

表－3 評価期間及び評価基準日一覧表（建築）

評価項目		評価期間及び評価基準日
企業	同種業務実績	平成 27 年 4 月 1 日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで に完成している業務
	ISO 認証取得	当該業務の公告日時点で認証取得しているもの
	事故及び不誠実な行為	当該業務の公告日から過去 1 年間：複数回指名停止を受けた場合は 合計月数 対象期間内に 1 日でもかかる場合は全ての指名停止期間を対象
	近隣地域業務実績	平成 27 年 4 月 1 日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで に完成している業務
	本店所在地	当該業務の公告日時点で所在地が山梨県内であること
	災害 山梨県被災建築物 応急危険 度判定士	山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、当該業務の入 札参加資格申請締切日が登録有効期間中であるもの
	雇用実績	前年度内に県内居住者（採用後の県内居住者でも可）を新規雇用
	成績評定	山梨県発注業務で過去 5 ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務 の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点
技術者	技術者資格	（※期間についての制限なし）
	CPD の取得状況	当該業務の公告日から過去 1 年以内に証明期間の一部が含まれ る
	同種業務実績	平成 27 年 4 月 1 日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで に完成している業務
	手持ち業務量	当該業務の公告日に完了していない契約済みの県発注の他の業 務（管理技術者、担当技術者として従事している業務）
	近隣地域業務実績	平成 27 年 4 月 1 日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで に完成している業務
	成績評定	山梨県発注業務で過去 5 ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務 の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

5-4 簡易型

(1) 技術評価 (土木)

①企業の評価 (資格・実績)

本店選択あり

本店選択あり

		評価項目	評価点	様式
		評価基準		
企業 の評 価	同種 業務 実績	同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
	ISO 認証 取得	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
	事故 及び 不誠 実な行 為	山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①-6点 ②-4点 ③-2点 ④ 0点	提出不要
	資格 実績	近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内(同一市町村) ②県内(同一事務所管内) ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
	本店 所在 地	県内に本店、支店、営業所等(※5)の有無を下記の順位で評価する。 ①県内に本店 ②県内に支店、営業所等 ③なし	①3点 ②2点 ③0点	提出不要
	災害 協定	山梨県との災害協定(※6)を結んだ場合下記の順位で評価する。 ①災害協定に基づき活動実績あり ②災害協定の締結あり ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
	雇用 実績	県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
	成績 評定 点	過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 2点 ⑤ 0点	提出不要

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、令和2年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※2 当該業務の公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、令和2年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

- ※5 企業の本店所在地は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件（本店、支店、営業所等）を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。
当該業務の公告日時時点で所在地が山梨県であること。
- ※6 山梨県と締結した協定で、当該業務の入札参加資格申請締切日が締結した協定の有効期間中であるもの。また、活動実績は前年度から過去5ヶ年度とする。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者（雇用後に山梨県内居住者になったものを含む）を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務（建設コンサルタント業務（現場技術業務は除く））で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 3) 法人名に変更があり、テクリスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿（写）等を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿（写）等を添付すること。
- 5) 法人に分割があった場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿（写）等及び分割契約書（写）を添付すること。
- 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定（山梨県発注）については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
- 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。
 - ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し

山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。

（住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し）

本店選択なし

		評価項目	評価点	様式
		評価基準		
企業 の 評 価	同種 業務 実績	同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
	ISO 認証 取得	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
	資格 実績	山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①－6点 ②－4点 ③－2点 ④ 0点	提出不要
	近隣 地域 業務 実績	近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内(同一市町村) ②県内(同一事務所管内) ③なし	①6点 ②3点 ③0点	様式1
	災害 協定	山梨県との災害協定(※6)を結んだ場合下記の順位で評価する。 ①災害協定に基づき活動実績あり ②災害協定の締結あり ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
	雇用 実績	県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
	成績 評定 点	過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 2点 ⑤ 0点	提出不要

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、令和2年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※2 当該業務の公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、令和2年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※6 山梨県と締結した協定で、当該業務の入札参加資格申請締切日が締結した協定の有効期間中であるもの。また、活動実績は前年度から過去5ヶ年度とする。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者（雇用後に山梨県内居住者になったものを含む）を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務（建設コンサルタント業務（現場技術業務は除く））で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
 - 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。
 - 3) 法人名に変更があり、テクリスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿（写）等を添付すること。
 - 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿（写）等を添付すること。
 - 5) 法人に分割があった場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿（写）等及び分割契約書（写）を添付すること。
 - 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定（山梨県発注）については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
 - 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。
 - ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- 山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。
（住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し）

別紙－1

発注機関一覧表

機 関 等	
山梨県	（企業局含む）
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省（庁） 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 （環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他）
都道府県	山梨県以外の都道府県（政令指定都市を含む）
独立行政法人	
公営企業等	（山梨県道路公社等、地方公社を含む）
事業団等	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

②技術者の評価（資格・実績）

		評価項目		評価点	様式	
		評価基準				
技術者の評価	資格実績	管理技術者	技術者資格	管理技術者が保有する資格(※9)を下記の順位で評価する。 ①技術士(〇〇部門－〇〇) ②RCCM(〇〇部門) ③上記以外	①3点 ②1点 ③0点	様式2
			CPD取得状況	CPDの取得状況(※10)を下記の順位で評価する。 ①CPDの証明あり ②なし	①1点 ②0点	様式2
			同種業務実績	管理技術者又は担当技術者として従事した同種業務(※11)の実績を下記の順位で評価する。 ①管理技術者としての同種業務実績 ②担当技術者としての同種業務実績 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式2
			手持ち業務量	管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額500万円以上の業務件数(※12)を下記の順位で評価する。 ①手持ち業務の件数0～1件 ②手持ち業務の件数2～3件 ③手持ち業務の件数4～5件 ④手持ち業務の件数6件以上	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式2
			近隣地域業務実績	管理技術者又は担当技術者として従事した近隣地域の実績(※13)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内(同一市町村) ②県内(同一事務所管内) ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式2
	照査技術者	技術者の資格	照査技術者が保有する資格(※9)を下記の順位で評価する。 ①技術士(〇〇部門－〇〇) ②RCCM(〇〇部門) ③その他	①2点 ②1点 ③0点	様式2	
	成績	管理技術者	成績評定点	過去の業務成績評定点(※14)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 2点 ⑤ 0点	提出 不要

※9 配置予定技術者の技術者資格は以下の表-1 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。下水道分野の業務(管理技術者、照査技術者)については、①技術士総合技術監理部門(上下水道-下水道)、②技術士上下水道部門-下水道、③その他とする。

※10 配置予定技術者の CPD の実績は、当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。

※11 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1 参照)が発注した、令和2年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※12 手持ち業務量は、当該業務の公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。

※13 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1 参照)が発注した、令和2年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※14 山梨県発注業務(建設コンサルタント業務(現場技術業務は除く))で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点(管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。)

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として行うことができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
- 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者については完成時にテクリスに登録された者に限る。)として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。
- 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。

- 5) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するものとして、次の書類等を添付すること。
- ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- 6) 管理技術者と照査技術者は同一の者でないこと。
- 7) 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 8) 落札したに関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。

表－1技術者資格設定の目安

業務の種類	配置予定技術者の資格要件	
	上位の評価できる資格※1 (評価基準の①の評価に相当)	評価できる資格※1 (評価基準の②の評価に相当)
土木関係分野の業務	技術士建設部門－〇〇 技術士総合技術監理部門(建設－〇〇)	RCCM(〇〇部門)
農業土木関係分野の業務※2	技術士農業部門－〇〇 技術士総合技術監理部門(農業－〇〇)	RCCM(農業土木部門)
森林土木関係分野の業務※2	技術士森林部門－〇〇 技術士総合技術監理部門(森林－〇〇)	RCCM(森林土木部門)
地質調査業務	技術士建設部門－土質及び基礎 技術士応用理学部門－地質 技術士総合技術監理部門(建設－土質及び基礎) 技術士総合技術監理部門(応用理学－地質)	RCCM(土質及び基礎)又は(地質部門)
コンクリート構造物の維持・修繕業務	技術士建設部門－鋼構造及びコンクリート 技術士総合技術監理部門(建設－鋼構造及びコンクリート)	RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)
鋼構造物の維持・修繕業務	技術士建設部門－鋼構造及びコンクリート 技術士総合技術監理部門(建設－鋼構造及びコンクリート)	RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)
下水道分野の業務	技術士総合技術監理部門(上下水道－下水道)	技術士上下水道部門－下水道

※1 発注業務に該当する建設部門の科目等を設定すること。

※2 農業土木・森林土木関係の業務においては、業務内容や地域の特殊性等を考慮して、発注業務に該当する建設部門の科目や総合技術監理部門の建設系の科目を設定することができる。

③実施方針

評価項目			評価基準	評価点	様式
実施 方針 等	業務 理解 度	具体的な業務の目的、条件、内容に関する理解と適切な課題の抽出について	目的、内容の理解度が高く優れている場合、現地の状況及び業務の制約となる条件やポイントを理解し、業務実施上の問題点や課題が適切に記述されている。	20点	様式3-1
			目的、内容の理解度があり、現地状況及び業務の制約となる条件やポイントを理解し、業務実施上の問題点や課題が記述されている。	10点	
			目的、内容は理解しているが、業務実施上の問題点や課題が一般的な事項で、現地の状況や業務の制約となる条件やポイントの理解が不足している。	0点	
			未記入、または不適切である。	欠格	
	対応 方針	抽出した課題に対する対応方針について	抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実効性が高く、優れている場合	30点	様式3-2
			抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実効性があり、効果がある場合	15点	
			抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針が一般的で具体性が乏しい場合	0点	
			未記入、または不適切である。	欠格	

【留意事項】

- 1) 実施方針等の記載にあたっては、業務の内容、現場の状況、制約条件、課題等を考慮し簡潔に記載することとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。また、評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 3) 未記入または不適切な提案の場合は「欠格」とする。
- 4) 総合評価で求めた実施方針等について、受注者の責により履行されていないと判断される場合は委託業務成績評価の減点を行う。
減点については、達成していない評価項目数ごとに、「事故等による減点」項目で3点を減ずる。

(2) 技術評価 (建築)

①企業の評価 (資格・実績)

本店選択あり

	評価項目		評価点	様式
	評価基準			
企業 の 評価	資格 実績	同種業務実績 同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		ISO 認証 取得 品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
		事故 及び 不誠 実な 行為 山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①－6点 ②－4点 ③－2点 ④ 0点	提出不要
		近隣 地域 業務 実績 近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
		本店 所在 地 県内に本店、支店、営業所等(※5)の有無を下記の順位で評価する。 ①県内に本店 ②県内に支店、営業所等 ③なし	①3点 ②2点 ③0点	提出不要
		被災 建築 物応 急危 険度 判定 士 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士(※6)を雇用した場合下記の 順位で評価する。 ①3人以上雇用 ②2人雇用 ③1人雇用 ④なし	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式1
		雇用 実績 県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
		成績 評定 点	過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点

※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※2 当該業務の公告日時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。

※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。

※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

- ※5 企業の本店所在地は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件(本店、支店、営業所等)を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。
当該業務の公告日時時点で所在地が山梨県であること。
- ※6 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、当該業務の入札参加資格申請締切日が認定有効期間中であるもの。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務(設計業(建築))で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
 - 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。
 - 3) 法人名に変更があり、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
 - 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
 - 5) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
 - 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
 - 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。
 - ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- 山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。
(住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)

本店選択なし

企業 の 評価	評価項目		評価点	様式
	評価基準			
	資格 実績	同種 業務 実績	同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点
ISO 認証 取得		品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
事故 及び 不誠 実な 行為		山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①－6点 ②－4点 ③－2点 ④ 0点	提出不要
近隣 地域 業務 実績		近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①6点 ②3点 ③0点	様式1
被災 建 築 物 応 急 危 険 判 定 士		山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士(※6)を雇用した場合下記の 順位で評価する。 ①3人以上雇用 ②2人雇用 ③1人雇用 ④なし	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式1
雇用 実績		県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
成績 評 定 点		過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点	提出不要

※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※2 当該業務の公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。

※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。

※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※6 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、当該業務の入札参加資格申請締切日が認定有効期間中であるもの。

※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者（雇用後に山梨県内居住者になったものを含む）を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。

※8 山梨県発注業務（設計業（建築））で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、

添付資料が省略できる。

- 3) 法人名に変更があり、テクリス又はパプデイスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパプデイスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 5) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパプデイスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
- 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。
 - ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し

山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。

(住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)

別紙－1

発注機関一覧表

機 関 等	
山梨県	(企業局含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団等	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

②技術者の評価（資格・実績）

	評価項目			評価点	様式
	評価基準				
技術者の評価	資格実績	管理技術者	技術者資格 管理技術者が保有する資格（一級建築士）の経験年数により下記の順位で評価する。 ①一級建築士資格取得後20年以上 ②一級建築士資格取得後10年以上20年未満 ③一級建築士資格取得後10年未満	①3点 ②1点 ③0点	様式2
			CPD取得状況 CPDの取得状況（※9）を下記の順位で評価する。 ①CPDの証明あり ②なし	①2点 ②0点	様式2
			同種業務実績 管理技術者又は担当技術者として従事した同種業務（※10）の実績を下記の順位で評価する。 ①管理技術者としての同種業務実績 ②担当技術者としての同種業務実績 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式2
			手持ち業務量 管理技術者又は担当技術者として従事している県発注の他の業務件数（※11）を下記の順位で評価する。 ①手持ち業務の件数0～1件 ②手持ち業務の件数2～3件 ③手持ち業務の件数4～5件 ④手持ち業務の件数6件以上	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式2
			近隣地域業務実績 管理技術者又は担当技術者として従事した近隣地域の実績（※12）を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①4点 ②2点 ③0点	様式2
	成績	管理技術者	成績評定点 過去の業務成績評定点（※13）の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点	提出不要

※9 配置予定技術者の CPD の実績は、当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。

※10 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※11 手持ち業務量は、当該業務の公告日において、完了していない契約済みの県発注の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。

※12 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※13 山梨県発注業務（設計業（建築））で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点（管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。）

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてとることができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
- 2) 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者（担当技術者については完成時にテクリス又はパブディスに登録された者。）として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。
- 3) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 4) 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。

- 5) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するものとして、次の書類等を添付すること。
- ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- 6) 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 7) 落札したに関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。

③実施方針

評価項目			評価基準	評価点	様式
実施方針等	業務理解度	具体的な業務の目的、条件、内容に関する理解と適切な課題の抽出について	目的、内容の理解度が高く優れている場合、現地の状況及び業務の制約となる条件やポイントを理解し、業務実施上の問題点や課題が適切に記述されている。	20点	様式3-1
			目的、内容の理解度があり、現地状況及び業務の制約となる条件やポイントを理解し、業務実施上の問題点や課題が記述されている。	10点	
			目的、内容は理解しているが、業務実施上の問題点や課題が一般的な事項で、現地の状況や業務の制約となる条件やポイントの理解が不足している。	0点	
			未記入、または不適切である。	欠格	
	業務実施方針	業務を遂行する上でより適切な体制の確保、設計するうえで特に重視する配慮事項について	業務を遂行する上での適切な実施体制が確保されており、設計するうえで特に重視する配慮事項が明確に記述され、その内容の妥当性が高い。	30点	様式3-2
			業務を遂行する上での実施体制が確保されており、設計するうえで特に重視する配慮事項が明確に記述されている。	15点	
			業務を遂行する上での実施体制が確保されているが、設計するうえで特に重視する配慮事項の記述が一般的で工夫が見られない。	0点	
			未記入、または不適切である。	欠格	

【留意事項】

- 1) 実施方針等の記載にあたっては、業務の内容、現場の状況、制約条件、課題等を考慮し簡潔に記載することとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。また、評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 3) 未記入または不適切な提案の場合は「欠格」とする。
- 4) 総合評価で求めた実施方針等について、受注者の責により履行されていないと判断される場合は委託業務評定の減点を行う。
減点については、達成していない評価項目数ごとに、「事故等による減点」項目で3点を減ずる。

(3) 価格評価

		評価項目	価格評価点
		評価基準	
入札 価格	経済 性	入札価格 $\geq$ 調査基準価格	$50 \times (1 - (\text{入札価格} - \text{調査基準価格}) / (\text{予定価格} - \text{調査基準価格}))$
		入札価格 $<$ 調査基準価格	調査基準価格未満で入札した場合、価格評価点の満点

5-5 特別簡易型

(1) 技術評価 (土木)

①企業の評価 (資格・実績)

本店選択あり

		評価項目	評価点	様式
		評価基準		
企業 の 評 価	資格 実績	同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		ISO 認証 取得 品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
		事故 及び 不誠 実な行 為 山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①-6点 ②-4点 ③-2点 ④ 0点	提出不要
		近隣 地域 業務 実績 近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内(同一市町村) ②県内(同一事務所管内) ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
		本店 所在 地 県内に本店、支店、営業所等(※5)の有無を下記の順位で評価する。 ①県内に本店 ②県内に支店、営業所等 ③なし	①3点 ②2点 ③0点	提出不要
		災害 協定 山梨県との災害協定(※6)を結んだ場合下記の順位で評価する。 ①災害協定に基づき活動実績あり ②災害協定の締結あり ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
		雇用 実績 県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
	成績	成績 評定 点 過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 2点 ⑤ 0点	提出不要

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、令和2年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※2 当該業務の公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内になかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、令和2年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※5 企業の本店所在地は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件（本店、支店、営業所等）を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。
当該業務の公告日時時点で所在地が山梨県であること。
- ※6 山梨県と締結した協定で、当該業務の入札参加資格申請締切日が締結した協定の有効期間中であるもの。また、活動実績は前年度から過去5ヶ年度とする。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者（雇用後に山梨県内居住者になったものを含む）を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務（建設コンサルタント業務（現場技術業務は除く））で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 3) 法人名に変更があり、テクリスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 5) 法人に分割があった場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定（山梨県発注）については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
- 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。
 - ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し

山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。
（住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し）

本店選択なし

企業 の 評 価	評価項目		評価点	様式
	評価基準			
	資格 実績	同種 業務 実績	同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点
ISO 認証 取得		品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
事故 及び 不誠 実な 行為		山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①－6点 ②－4点 ③－2点 ④ 0点	提出不要
近隣 地域 業務 実績		近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内(同一市町村) ②県内(同一事務所管内) ③なし	①6点 ②3点 ③0点	様式1
災害 協定		山梨県との災害協定(※6)を結んだ場合下記の順位で評価する。 ①災害協定に基づき活動実績あり ②災害協定の締結あり ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
雇用 実績		県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
成績 評定 点		過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 2点 ⑤ 0点	提出不要

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、令和2年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※2 当該業務の公告日時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、令和2年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※6 山梨県と締結した協定で、当該業務の入札参加資格申請締切日が締結した協定の有効期間中であるもの。また、活動実績は前年度から過去5ヶ年度とする。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者（雇用後に山梨県内居住者になったものを含む）を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務（建設コンサルタント業務（現場技術業務は除く））で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
 - 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。
 - 3) 法人名に変更があり、テクリスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
 - 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
 - 5) 法人に分割があった場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
 - 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
 - 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。
 - ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- 山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。
(住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)

別紙－1

発注機関一覧表

機 関 等	
山梨県	(企業局含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団等	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

②技術者の評価（資格・実績）

			評価項目	評価基準	評価点	様式
技術者の評価	資格 実績	管理技術者	技術者資格	管理技術者が保有する資格(※9)を下記の順位で評価する。 ①技術士(〇〇部門ー〇〇) ②RCCM(〇〇部門) ③上記以外	①3点 ②1点 ③0点	様式2
			CPD取得状況	CPDの取得状況(※10)を下記の順位で評価する。 ①CPDの証明あり ②なし	①1点 ②0点	様式2
			同種業務実績	管理技術者又は担当技術者として従事した同種業務(※11)の実績を下記の順位で評価する。 ①管理技術者としての同種業務実績 ②担当技術者としての同種業務実績 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式2
			手持ち業務量	管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額500万円以上の業務件数(※12)を下記の順位で評価する。 ①手持ち業務の件数0～1件 ②手持ち業務の件数2～3件 ③手持ち業務の件数4～5件 ④手持ち業務の件数6件以上	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式2
			近隣地域業務実績	管理技術者又は担当技術者として従事した近隣地域の実績(※13)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内(同一市町村) ②県内(同一事務所管内) ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式2
	成績	照査技術者	技術者の資格	照査技術者が保有する資格(※9)を下記の順位で評価する。 ①技術士(〇〇部門ー〇〇) ②RCCM(〇〇部門) ③その他	①2点 ②1点 ③0点	様式2
		管理技術者	成績評定点	過去の業務成績評定点(※14)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 2点 ⑤ 0点	提出不要

※9 配置予定技術者の技術者資格は以下の表－1 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。下水道分野の業務(管理技術者、照査技術者)については、①技術士総合技術監理部門(上下水道－下水道)、②技術士上下水道部門－下水道、③その他とする。

※10 配置予定技術者のCPDの実績は、当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。

※11 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1 参照)が発注した、令和2年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※12 手持ち業務量は、当該業務の公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。

※13 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1 参照)が発注した、令和2年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※14 山梨県発注業務(建設コンサルタント業務(現場技術業務は除く))で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点(管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。)

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として行うことができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
- 2) 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者については完成時にテクリスに登録された者に限る。)として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。
- 3) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 4) 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。

ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。

- 5) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するものとして、次の書類等を添付すること。
- ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- 6) 管理技術者と照査技術者は同一の者でないこと。
- 7) 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 8) 落札したにも関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。

表－1 技術者資格設定の目安

業務の種類	配置予定技術者の資格要件	
	上位の評価できる資格※1 (評価基準の①の評価に相当)	評価できる資格※1 (評価基準の②の評価に相当)
土木関係分野の業務	技術士建設部門－〇〇 技術士総合技術監理部門(建設－〇〇)	RCCM(〇〇部門)
農業土木関係分野の業務※2	技術士農業部門－〇〇 技術士総合技術監理部門(農業－〇〇)	RCCM(農業土木部門)
森林土木関係分野の業務※2	技術士森林部門－〇〇 技術士総合技術監理部門(森林－〇〇)	RCCM(森林土木部門)
地質調査業務	技術士建設部門－土質及び基礎 技術士応用理学部門－地質 技術士総合技術監理部門(建設－土質及び基礎) 技術士総合技術監理部門(応用理学－地質)	RCCM(土質及び基礎)又は(地質部門)
コンクリート構造物の維持・修繕業務	技術士建設部門－鋼構造及びコンクリート 技術士総合技術監理部門(建設－鋼構造及びコンクリート)	RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)
鋼構造物の維持・修繕業務	技術士建設部門－鋼構造及びコンクリート 技術士総合技術監理部門(建設－鋼構造及びコンクリート)	RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)
下水道分野の業務	技術士総合技術監理部門(下水道－下水道)	技術士下水道部門－下水道

※1 発注業務に該当する建設部門の科目等を設定すること。

※2 農業土木・森林土木関係の業務においては、業務内容や地域の特殊性等を考慮して、発注業務に該当する建設部門の科目や総合技術監理部門の建設系の科目を設定することができる。

(2) 技術評価 (建築)

①企業の評価 (資格・実績)

本店選択あり

	評価項目		評価点	様式	
	評価基準				
企業 の 評価	資格 実績	同種 業務 実績	同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		ISO 認証 取得	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
		事故 及び 不誠 実な 行為	山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①－6点 ②－4点 ③－2点 ④ 0点	提出不要
		近隣 地域 業務 実績	近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
		本店 所在 地	県内に本店、支店、営業所等(※5)の有無を下記の順位で評価する。 ①県内に本店 ②県内に支店、営業所等 ③なし	①3点 ②2点 ③0点	提出不要
		被災 建築 物応 急危 険度 判定 士	山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士(※6)を雇用した場合下記の 順位で評価する。 ①3人以上雇用 ②2人雇用 ③1人雇用 ④なし	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式1
		雇用 実績	県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
		成績	成績 評定 点	過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※2 当該業務の公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

- ※5 企業の本店所在地は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件(本店、支店、営業所等)を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。
当該業務の公告日時時点で所在地が山梨県であること。
- ※6 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、当該業務の入札参加資格申請締切日が認定有効期間中であるもの。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務(設計業(建築))で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
 - 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。
 - 3) 法人名に変更があり、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
 - 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
 - 5) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
 - 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
 - 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しを添付すること。
山梨県内居住を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。
 - ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- 山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。
(住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)

本店選択なし

企業 の 評価			評価項目	評価点	様式
			評価基準		
	資格 実績	同種 業務 実績	同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		ISO 認証 取得	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
		事故 及び 不誠 実な 行為	山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①－6点 ②－4点 ③－2点 ④ 0点	提出不要
		近隣 地域 業務 実績	近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①6点 ②3点 ③0点	様式1
		被災 建築物 応急 危険 判定 士	山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士(※6)を雇用した場合下記の 順位で評価する。 ①3人以上雇用 ②2人雇用 ③1人雇用 ④なし	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式1
		雇用 実績	県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
		成績	成績 評定 点	過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※2 当該業務の公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※6 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、当該業務の入札参加資格申請締切日が認定有効期間中であるもの。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者（雇用後に山梨県内居住者になったものを含む）を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務（設計業（建築））で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表

紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。

ただし、テクリス又はパブデイスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブデイスの番号の記載により、添付資料が省略できる。

- 3) 法人名に変更があり、テクリス又はパブデイスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパブデイスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 5) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパブデイスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
- 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。
 - ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し

山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。

(住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)

別紙－1

発注機関一覧表

機 関 等	
山梨県	(企業局含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団等	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

②技術者の評価（資格・実績）

技術者の評価	評価項目			評価点	様式
	評価基準				
	資格実績	管理技術者	技術者資格	管理技術者が保有する資格（一級建築士）の経験年数により下記の順位で評価する。 ①一級建築士資格取得後20年以上 ②一級建築士資格取得後10年以上20年未満 ③一級建築士資格取得後10年未満	①3点 ②1点 ③0点
CPD取得状況			CPDの取得状況（※9）を下記の順位で評価する。 ①CPDの証明あり ②なし	①2点 ②0点	様式2
同種業務実績			管理技術者又は担当技術者として従事した同種業務（※10）の実績を下記の順位で評価する。 ①管理技術者としての同種業務実績 ②担当技術者としての同種業務実績 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式2
手持ち業務量			管理技術者又は担当技術者として従事している県発注の他の業務件数（※11）を下記の順位で評価する。 ①手持ち業務の件数0～1件 ②手持ち業務の件数2～3件 ③手持ち業務の件数4～5件 ④手持ち業務の件数6件以上	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式2
近隣地域業務実績			管理技術者又は担当技術者として従事した近隣地域の実績（※12）を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①4点 ②2点 ③0点	様式2
成績	管理技術者	成績評定点	過去の業務成績評定点（※13）の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点	提出不要

※9 配置予定技術者の CPD の実績は、当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。

※10 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※11 手持ち業務量は、当該業務の公告日において、完了していない契約済みの県発注の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。

※12 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1 参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※13 山梨県発注業務（設計業（建築））で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点（管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。）

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として行うことができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
- 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者（担当技術者については完成時にテクリス又はパブディスに登録された者。）として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。
- 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するものとして、次の書類等を添付すること。
・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し

- ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」の写し
- ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
- ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し

- 6) 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 7) 落札したに関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。

(3) 価格評価

		評価項目	価格評価点
		評価基準	
入札 価格	経済 性	入札価格 ≥ 調査基準価格	$50 \times (1 - (\text{入札価格} - \text{調査基準価格}) / (\text{予定価格} - \text{調査基準価格}))$
		入札価格 < 調査基準価格	調査基準価格未満で入札した場合、価格評価点の満点

5-6 評価基準の留意点

(1) 業務実績

同種業務の設定は、入札参加資格条件（同種業務）等を考慮し、適切に設定した上で入札公告に記載する。

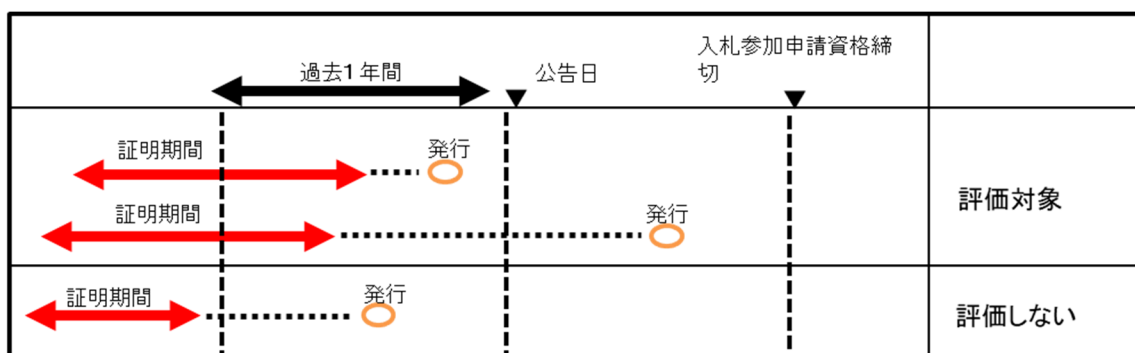
(2) CPD

予定技術者、下記団体の発行するCPDの登録証明書等が有り、各団体が推奨する単位を満たしている場合に評価する。

（下記団体以外は評価しない）

土木コンサルタント業務	建設系CPD協議会の構成団体
地質調査業務	建設系CPD協議会の構成団体
測量業務	建設系CPD協議会の構成団体、測量系CPD協議会
建築設計業務	建築系CPD協議会の構成団体

CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。



○ 評価は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。

例) 推奨単位 : 50単位/年

証明期間 : 1年3ヶ月 → 「2年」に切り上げ

登録単位 : 80単位/2年=40単位/年

上記の場合、推奨単位に満たないため、評価しない。

※ 証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」「証明期間」であり、受講した日付により算出するものではない。

(3) 本店所在地等

本店所在地等については、入札参加資格条件を考慮し、適切に設定する。

6 学識経験者の意見聴取

6-1 意見聴取の目的

発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、「学識経験を有する者」から意見聴取を行う。

6-2 意見聴取の時期

総合評価方式における標準的な手順に従い、落札者決定基準及び落札者の決定について意見聴取を行うこととし、意見聴取のタイミングは、下記のとおりとする。

① 総合評価方式の落札者決定基準を定めようとするとき。

② 総合評価方式による落札者を決定しようとするとき。

上記以外のときにも必要に応じ、意見聴取を行うことができるものとする。

②については、地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、各学識経験者の了解に基づき省略できるものとする。

6-3 意見徴収の方法

総合評価落札方式における学識経験者による意見聴取については2名以上の学識経験者より直接意見徴収することを原則とする。なお、「山梨県総合評価委員会」の了解を得た上で、より簡便な方法で意見徴収することもできるものとする。

7 その他

7－1 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ公告等において明らかにする。

(1) 入札前

総合評価方式の適用業務では、公告等において以下の事項を明記する。

- ①総合評価方式の適用の旨
- ②入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準及びその得点配分）
- ③総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ④実施方針等が履行できなかった場合の措置

(2) 入札後

落札者の決定後は「総合評価結果」を公表する。

公表する内容は様式に従い、参加者の入札金額、低入札の有無、総合評価値とする。

7－2 苦情処理

入札参加資格について、技術資料等の審査により、参加資格がないと認められた者から苦情の申し立て又は説明要求があった場合は、その理由等について回答する。

また、技術評価については、「価格以外の評価結果」及び総合評価値を公表し、苦情の申し立て又は説明要求があった場合は、その理由等について回答する。

附則

1. 本ガイドラインは令和2年4月1日から適用する。
2. 令和2年5月1日 一部改正（コロナによる CPD 期間拡大）
3. 令和3年4月1日 一部改定（コロナによる CPD 期間拡大など）
4. 令和4年4月1日 一部改定（発注機関一覧表の改定など）
5. 令和5年4月1日 一部改定（建築 技術者資格の評価基準改定など）
6. 令和6年4月1日 一部改定（「成績評定点（建築）」の評価対象期間の変更、
コロナによる CPD の暫定措置解除など）
7. 令和7年4月1日 一部改定（マイナ保険証移行）